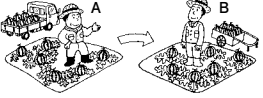
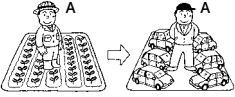
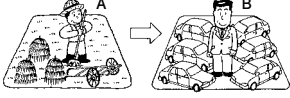


2 許可が必要な場合

	3条（権利移動）	4条（転用）	5条（権利移動＋転用）
行為の内容	①農地 → 農地  ②採草放牧地 → 採草放牧地 ③採草放牧地 → 農地	権利移動なしで 農地→農地以外  ※ 採草放牧地の転用は農地法の規制を受けない。	①農地 → 農地以外  ②採草放牧地 → { 農地以外 採草放牧地以外 ※ 採草放牧地→農地は3条許可を受ける。
許可権者	農業委員会	知事（農林水産大臣が指定する市町村の区域内にあっては市町村の長）	

3 許可が不要な場合

3条（権利移動）	4条（転用）	5条（権利移動＋転用）
国、都道府県が権利を取得するとき	国、都道府県が転用するときまたは転用のために取得するとき（ただし、例外あり※）	
土地収用法によって、権利が収用されまたは使用されるとき		
相続、遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈、法人の合併等（ただし、原則として農業委員会へ事後届出が必要）	—	
—	農業用施設（温室・畜舎等）に供する目的で2a未満	—

※〈例外〉

国や都道府県が、農地を学校・病院・社会福祉施設・庁舎等にするために転用または転用目的で取得するときは、知事等との協議が成立することで許可があったものとみなす。つまり、許可自体は必要である。